

平成19年第2回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成19年5月11日（金）午前10時15分開議

議 事 日 程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 議席の一部変更
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 もとす広域連合議会議員の選挙について
- 日程第7 諸般の報告
- 日程第8 承認第1号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第9 承認第2号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分
について
- 日程第10 農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	松 野 幸 信	副 市 長	福 野 寿 英
収 入 役	河 合 和 義	教 育 長	今 井 恭 博
市 長 公 室 長	広 瀬 幸 四 郎	総 務 部 長	新 田 年 一
会 計 管 理 者 心 得	奥 田 尚 道	市 民 部 長	青 木 輝 夫
都 市 整 備 部 長	松 尾 治 幸	調 整 監	後 藤 仲 夫
水 道 部 長	河 合 信	教 育 次 長	福 野 正

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	豊 田 正 利	書 記	清 水 千 尋
書 記	棚 瀬 敦 夫		

開会及び開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。
ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。
これより平成19年第2回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議席の指定

議長（藤橋礼治君） 日程第1、議席の指定を行います。
さきの市議会議員補欠選挙で、西岡一成君、堀武君、吉村武弘君の3人が議員に当選されました。
堀武君の議席を2番に、吉村武弘君の議席を8番に、西岡一成君の議席を19番にそれぞれ指定します。

日程第2 議席の一部変更

議長（藤橋礼治君） 日程第2、議席の一部変更を行います。
今回、新たに当選された議員の会派所属に関連し、会議規則第3条第3項の規定によって、議席の一部を変更したいと思います。
若園五朗君の議席を2番に、浅野楔雄君の議席を3番に、堀武君の議席を4番に、吉村武弘君の議席を5番に、小川勝範君の議席を6番に、私藤橋礼治の議席を7番に、熊谷祐子君の議席を8番にそれぞれ変更したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指定したとおり、議席の一部を変更します。
議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 会議録署名議員の指名

議長（藤橋礼治君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号13番 山本訓男君と

14番の桜木ゆう子君を指名いたします。

日程第4 会期の決定

議長（藤橋礼治君） 日程第4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日間に決定をしました。

日程第5 常任委員の選任

議長（藤橋礼治君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩をします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時32分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、吉村武弘君を総務常任委員会に、堀武君を産業建設常任委員会に、西岡一成君を文教常任委員会に指名したいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をしました。

これより、空席となっております総務常任委員会の副委員長の互選を行いたいと思います。

総務常任委員会は、第2議員会議室をお使いください。

それでは、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会副委員長が吉村武弘君に決定しましたので、御報告をいたします。

日程第6 もとす広域連合議会議員の選挙について

議長（藤橋礼治君） 日程第6、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

篠田徹君の議員離職により、現在、もとす広域連合議会議員に1人の欠員が生じています。よって、地方自治法第291条第1項及びもとす広域連合規約第8条の規定によりまして、もとす広域連合議会議員を選挙する必要があります。

お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をしました。もとす広域連合議会議員に浅野楔雄君を指名したいと思います。

お諮りをします。

ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、浅野楔雄君がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいまもとす広域連合議会議員に当選された浅野楔雄君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第7 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第7、諸般の報告を行います。

6件報告をします。

まず1件目は、議員の異動についてです。

皆様御承知のとおり、さきの統一地方選挙で、西岡一成君、篠田徹君、堀孝正君の3人が議員を離職しました。また、4月22日の市議会議員補欠選挙で、西岡一成君、堀武君、吉村武弘君の3人が議員に当選をされました。

2件目は、監査委員からの地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により受けております。

検査は、平成19年2月分と3月分を実施され、現金、預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でございました。

関連して3件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は、4月26日に財政課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されていると認められるものの、財政課の事務分掌中、公用車の管理に関することについては、公用車の安全運転管理体制を明確にするよう改善措置を検討することが望ましいとの報告でございました。

4件目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果報告です。

3月29日に、同組合の平成19年第1回定例会が開催されました。管理者から提出された議案は4件で、平成19年度の当初予算1件、条例の一部改正議案が2件、平成18年度補正予算1件です。

平成19年度の当初予算は総額9,379万4,000円とする内容で、平成18年度当初予算と比較すると2,758万円、率にいたしまして22.7%の減となります。主なものは、職員の退職手当基金への積立金約500万円の減額と、職員1名減による人件費約1,000万円の減額です。当市の分担金は、人口割が118万9,000円で、前年度に比べまして4.3%の減、また、瑞穂市の児童1人がこの施設を利用されていることから、利用者割が117万8,000円ほど見込まれるものでございます。

職員の定数条例の改正案は、職員定数9人から8人に改正するものです。

これら4議案は、いずれも原案のとおり可決をされました。

5件目は、市議会議長会関係の報告です。

4月10日に、東海市議会議長会の定期総会が四日市市で開催され、私と事務局長の2人が出席しました。総会では、表彰、会務報告などを行った後、15議案を審議し、いずれも原案のとおり可決をされました。また、来年の会長都市は岐阜市に決定をしました。

関連して6件目は、慶弔に関する事項の報告です。

東海市議会議長会の定期総会において、山田隆義君に表彰状が贈呈されております。皆さんに御報告をしますとともに、伝達を行いたいと思いますので、山田隆義君、登壇をしてください。

〔9番 山田隆義君 登壇〕

議長（藤橋礼治君） 表彰状、瑞穂市、山田隆義様。

あなたは、市議会議員の要職にあること10年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、本会表彰規定により、これを表彰いたします。

平成19年4月10日、東海市議会議長会会長 名張市議会議長 山下松一、代読。

どうもおめでとうございました。（拍手）

〔表彰状授与〕

議長（藤橋礼治君） ただいまは、山田君、まことにおめでとうございます。

以上、報告した6件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんをいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成19年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の臨時会が、平成19年3月20日午後1時30分より岐阜県民ふれあい会館大会議室にて開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、報告いたします。

議案は、議員提出議案2件、専決処分の報告27件、連合長提出議案9件であり、会期は1日と決定され、すべて可決・承認されました。

専決処分については、休日を定める条例を初めとして、広域連合の設立において必要とされる条例であり、情報公開条例や個人情報保護条例も含まれております。

連合長提出議案9件のうち主なものは、予算についてでありました。

2月1日に後期高齢者医療広域連合が設立され、この2ヵ月間は暫定予算にて運営されてきましたが、今議会において、18年度広域連合一般会計予算は、歳入・歳出それぞれ3,865万7,000円と定められました。歳出予算の主なものは、財務会計システム導入費、広域連合のホームページ作成委託料76万8,000円であります。また、19年度広域連合一般会計予算は、歳入・歳出それぞれ7億4,273万4,000円と定め、歳入においては6億6,278万9,000円、89.2%が市町村負担金であります。この市町村負担金は、均等割、人口割、高齢者人口割の3本立てにて分賦され、瑞穂市の負担金は1,250万4,000円となっております。歳出においては、後期高齢者医療準備費が4億6,857万3,000円、63.1%を占め、電算処理システムの構築及び広域連合と市町村を結ぶネットワーク工事費が主な内容で、20年度から始まる体制づくりの予算となっております。

岐阜県の後期高齢者医療は、被保険者約24万人、医療給付費約1,950億円、そのうち瑞穂市は被保険者約3,500人、医療給付費約25億円であります。

以上が主な内容であり、詳細につきましては市民保険課に資料を保管しておりますので、ごらんください。

議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

日程第8 承認第1号及び日程第9 承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第8、承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてと、日程第9、承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成19年第2回瑞穂市議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には出席いただき、ありがとうございます。

今議会に提出し、御審議をお願いします案件は、専決処分の承認を求めるもの2件であります。

承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての専決処分2件は、いずれも地方税法の一部を改正する法律が平成19年4月1日に施行されたことに伴い、市税条例及び市国民健康保険税条例の関係部分の改正を専決処分したものであります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

なお、農業委員会委員の任期が4月30日にて満了となりましたので、後任の議会推薦の選任委員の4名を今議会において推薦いただきますようお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明は終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時19分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りをいたします。

ただいま一括議題となっております承認第1号及び承認第2号を、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第1号と承認第2号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、本案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

きょうの朝、具体的な条例改正案の詳細な内容を初めて目にいたしましたので、その内容については十分な理解をしておりません。そのことをまず前提に言っておきたいのであります。

それで、具体的に言いますと、3月23日に、国会の方で地方税法の改正案が通過をされました。そして、この中にもありますように、住宅バリアフリー改修の固定資産税の特例措置の創設、こういう問題については、勤労国民にとっても非常に助かるという面もございます。そのほかいろいろ非課税等の特別措置の見直し等で国民生活に非常に影響するものもあるわけですが、とりわけ私が申し上げたいのは、この附則第19条の3の上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例、これをひとつ例に、問題にしたいと思っております。

これは、結局国の法律では、本則は税率が20%になっているところを、2003年から軽減税率が10%とされてきた。今回、期限が到来したということで、これを1年延長して、配当は2009年の3月31日まで、それから譲渡益については2008の12月31日まで延長すると、こういう国の法律改正を受けて、具体的な市民税の所得割への当てはめになるわけですが、これは結局のところは、やはり先ほど全協の中で小寺議員も言っておりましたけれども、国民にとっては、定率減税が全廃をされていく。非常に厳しい状況の中で、一方ではこういう株式の配当や譲渡益については軽減税率を延長していくというふうな、全くあべこべの税制が国によってなされている。そして、それを受けてまた具体的に自治体の中で、定率減税の廃止に対してそれを補うような上乘せの施策がなされるかということ、それは一切ない。切り捨てられていくという状況であります。

ですから、全体的に考えたときに、非常に税のあり方、税の民主主義という観点からして極めて問題があるというふうに思います。こんなことをやっていたら、実際問題、日本の勤労者の購買力というものがどんどんどんどん落ちていきます。金持ちだけがどんどんどんどん肥え太って、貧乏人はやせ細っていく、こういうふうなばかげた国の施策に対して、私は断固として反対をしたいということで、簡単ですが、反対討論を終えたいと思います。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決いたします。

承認第1号を承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、承認第1号は承認されました。

これより承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 議席番号2番 翔の会 若園五朗です。

承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、質疑をさせていただきます。

前日も市長が、後期高齢者の国保税の見直しということで、今、広域でやっていますが、その中に国保会計もある程度見た段階で見直すということですが、その中で、今言っている、今回の改正条例についての通達は、4月1日から施行すると言っておきながら、むしろ早くこの議論をここでできなかったか、国から出ておるからすぐ今の段階で専決処分するについての問題について、ちょっと確認したいと思います。この条例改正についての通達はいつから国から来ておるかということが一つと、そして、この専決処分が県下の市町が専決処分しておるかという状況を確認したいと思います。

今言っている、所得のある人から取るということについては国の施策でございまして、国保会計は、各市町の条例改正していくのと、あとは共済とか、あるいは普通の社保とかいろいろ各団体の会計事務があるわけですが、これだけを上げていくということについての市の中身が納得できないところもありますので、具体的に今回のこの4月1日から施行するについての市としての、要するにもっと早くこれを議論して皆さんにお諮りして、結果をそのまま専決処分するについてはちょっと疑問に思いますので、そこら辺、部長、しっかり回答をお願いします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 先ほど申し上げましたとおり、国の方の地方税法の改正が3月28日に公布されたということでございます。ですから、それをもって私の方は早速市の条例の改正をしたということでございます。

それと、ほかの各市町はどうかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、

ほとんどやっている。やらないというところは私どもは今のところは聞いておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2番（若園五郎君） ちょっとしっかり確認できなかったんですが、この通達はいつ出てきたのか、あくまでも3月定例会を終わった後に国から出てきたのか、あるいは、その後にこの事態が出てきたのか。要するに国の上限が53万から56万に上げるについては理解するんですけど、その辺どうかということと、もう一つ、県下の市町が、これを専決処分で全部やっているかどうかの確認をしておるんですが、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） これはあくまでも通達で来るものではなく、法改正ということで回ってくるものでございますので、その点を御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど申しましたとおり、他の市町につきましては、全部専決でやっているかということでございますけれども、まずしているということで思っております。後からやるということで、やっていないというのは聞いておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2番（若園五郎君） 法改正はわかるんですけども、いつその法改正でこの書類が上がってきたのかということの僕は日付を確認しておるんです。

あともう一つは、各市町がこれをしているかどうかを、思っているんじゃなくて、休憩して、一遍具体的に、やっているならやっている、やっておらないならやっておらんことを、ここで確認をしたいと僕は言うておるんです。なけな、休憩をしてでも資料をとってきて、僕はやってほしいと言うておるんです。議長、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） こちらの通達は、法が通ってから私の方に法改正のあれが来ますので、前の議会以降になるということでございます。

県下の状況につきましては、先ほど申しましたように、つかんでいないというのが現状でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

2番（若園五郎君） 県下のやつは、確認して、わからんと言われたんですけども、議長、休憩してもらって、その状況を報告してもらうことはできないですか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 私の方で専決しているが、どうかということですが、これは専決処

分でございますので、各市町が専決したすぐ後の議会に提出するということになっております。そこで、まだ私どもの方では、全部済んでいるかどうかということも確認はできておりません。議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 日本共産党の小寺です。

承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、反対の討論を行います。

この承認事項は、現在の保険料の最高限度額53万円を56万円に3万円引き上げる内容となっております。私は、国民健康保険の予算案には、今まで一貫して、もっと値下げをすべきだということで反対をし、反対討論をしてきました。今回の市議の補欠選挙も、日本共産党の公認候補は、1世帯当たり1万円の値下げを公約として掲げ、選挙戦を戦ってきました。現在の瑞穂市の健康保険組合の財政からいえば、7億6,000万円ほどの基金があります。公約で掲げました1世帯当たり1万円の値下げをするには、7,600世帯ですから7,600万円の予算を計上すれば値下げができるという財政状況でございます。そういう点から、今回の専決決議をしなくて、現在の最高限度額の53万円のままでも健康保険財政は健全にやっていると、そういう立場から反対をいたします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決いたします。

承認第2号を承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、承認第2号は承認されました。

議長（藤橋礼治君） 日程第10、農業委員会委員の推薦を行います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時57分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りをいたします。

議会推薦の農業委員は4人とし、青木千恵子さん、市橋直子さん、高田里美さん、廣瀬和雄君でございます。

以上の方を推薦したいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員会委員は4人とし、青木千恵子さん、市橋直子さん、高田里美さん、廣瀬和雄君、以上の方を推薦することに決定をいたしました。

市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 議長に特別にお許しをちょうだいいたしまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

私の任期中にこの議会で皆様方にお会いするのはこれが最後かと思えます。

穂積町と巢南町が合併し、瑞穂市としてスタートをいたしまして4年がたちました。この間、私は新しい瑞穂市が順調な形で伸びていくこと、発展することを願って、基礎固めに鋭意努力してきたつもりであります。ときどき厳しいことも申し上げたかもしれませんが、議員の皆様方の格段の御指導をちょうだいしながら、私なりに一生懸命それなりに努力してきたと思っております。

瑞穂市がこれから順調な形で発展していくためには、社会の大きな変化、あるいは国・県との関係の変化というものなど、大きな課題を多々抱えております。その中で順調に発展していくことを心から願い、また皆様方のこれからも瑞穂市の発展のために格段の御尽力と、御健勝で御活躍されますことを心から祈念いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

議長（藤橋礼治君） 5月31日をもって松野市長が退任されます。

松野市長におかれましては、瑞穂市発足からきょうまで、長年の行政に対する御配慮を賜りました。特に平成大合併による瑞穂市誕生は、生涯忘れることができないものであります。ついては、議会を代表し、議長の私から、御配慮に対し感謝を申し上げます。

花束を贈呈したいと思います。松野市長、御登壇を願います。

〔市長 松野幸信君 登壇〕

議長（藤橋礼治君） 松野市長には、長年御苦労さまでございました。

これは議会からの花束贈呈でございますので、よろしくお受け取りください。（拍手）

〔花束贈呈〕

議長（藤橋礼治君） 一言、私、議会を代表いたしまして、松野市長にお礼のごあいさつをしたいと思います。

今、市長さんからお話ございました平成の大合併、これに伴いまして、穂積町と巢南町が立派に合併ができ、この瑞穂市が誕生できました。これも松野市長の並々ならぬ御努力、町民の理解を得られ、そして、いろんな数々のことをやっていただきました。本当に御苦労さまでございました。まだまだいろんな面で残す仕事があるのかなと思っておりますが、後のことは私ども議会が団結をいたしまして、この市長がつくっていただきました瑞穂市を立派に育てていきたいと、こんなふうに思っておりますので、市長にもいろいろまた御指導をちょうだいしたいと思います。

最後になりましたが、体調には十分御留意をされまして、健康に御注意を願いまして、そして、今後の私どもの議会運営を見守っていただきたいと思っております。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） 会議を閉じます。

平成19年第2回瑞穂市議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後0時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年5月11日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 山本 訓男

議員 桜木 ゆう子